

物価高騰対応重点支援給付金 【均等割・子ども加算】を給付します

問 物価高騰対応重点支援給付金窓口 ☎ 012012001825

お知らせ

国の経済対策による給付金の支援が拡大されたため、基準日（令和5年12月1日）において多久市の住民基本台帳に登録がある対象の世帯へ給付手続きの案内を送付します。

■対象者および給付額

①【均等割】の給付金
（住民税均等割のみ課税世帯給付金）

現在給付を開始している住民税非課税世帯給付金（7万円）の対象にならなかった、住民税均等割のみ課税されている世帯

↓ 1世帯につき10万円
※住民税が課税されている者から世帯の全員が扶養されている場合は対象外となります

②【子ども加算】の給付金

住民税非課税世帯給付金（7万円）の対象世帯および、住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の対

■申請などの手続き

象世帯に、基準日（令和5年12月1日）において同一世帯となっている18歳以下の児童
↓ 児童1人につき5万円

【均等割】の給付金、【子ども加算】の給付金、それぞれ該当する世帯には、案内文書を送付します。同封の書類を確認後、申請に必要な書類を返送してください。

※世帯の状況により、確認書のほかに必要な書類の提出を求める場合があります



■給付時期

必要書類の受理後、給付決定が済んでから約3週間後に振り込みます（3月下旬以降に振込開始予定）。

住民税非課税世帯	住民税均等割のみ課税世帯
基準日（令和5年12月1日）において多久市の住民基本台帳に登録がある	
住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く	
3万円 + 7万円 (対象の世帯へはそれぞれ案内済み)	① 10万円 【均等割】の給付金
② 18歳以下の児童1人につき5万円の追加給付 【子ども加算】の給付金	

※今回のお知らせは、上記①と②の給付金の内容です

もう草で悩ませません！毎月の定期除草で雑草の悩みを解決！

除草のサブスク

敷地30坪まで 3,850円(月額)～
敷地31坪より 5,800円(月額)～
お気軽にお問い合わせください！ TEL 0952-72-5161

空き家の活用、相続関係の相談など
その他、住まいの問題を解決します

E・B・ONE
TEL 0952-73-8060

防犯と除草で安心！

空き家巡回管理

ご自分たちで管理が難しくなった空き家はありませんか？
月額 5,500円
年6回除草付 TEL 0952-37-3227

昭和3年創業、100年企業を目指して！
株式会社エグチ・ビルド

小城市三日月町三ヶ島702番地
営業時間：月～金曜 9時～17時